

公益社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札(事後審査型)心得

平成22年3月15日制定

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、公益社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札(事後審査型)実施細則(以下「実施細則」という。)、入札公告、契約書(案)、設計図書等、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し公社の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 入札参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、(1)又は(2)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また(3)の場合、一方の会社が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者(共同企業体の場合、各構成員)と次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 一方の会社の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(4) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任され

た管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(事業費内訳書)

第3条 事業費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は、原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。

また、内訳書価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の事業費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 実施細則様式4によるもの

(2) 前号の様式と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

3 事業費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、理事長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(落札価格の決定)

第5条 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(契約の締結)

第6条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る免税事業者である場合は、免税事業者である旨の届出書を理事長に提出しなければならない。なお、提出がない場合は課税事業者として取り扱うものとする。

3 契約作成に要する経費は、落札者の負担とする。なお、契約書に貼付する収入印紙は、発注者及び落札者双方の負担とする。

4 落札者の決定から契約の締結までの間において、落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(事業の着手)

第7条 受注者は、契約締結後10日以内に、事業に着手しなければならない。

(専門技術者の配置)

第8条 受注者は、事業の実施に当たっては実施細則第4条第5号に規定する専門技術者を現場代理人として配置しなければならない。

附 則

この心得は、平成22年3月15日から適用する。

附 則

この心得は、平成23年5月9日から適用する。

附 則

この心得は、公益社団法人埼玉県農林公社設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和4年8月30日から適用する。